≪短期滞在手術等基本料１の算定について≫

当院では 2026 年 2 月 1 日より短期滞在手術等基本料１の施設基準を取得しました。
この基準は日帰り手術において、適切な看護師などの人員配置、手術室（内視鏡室）・リカバリールームといった施設や医療設備の充実度・緊急時の対応などにおいて、一定以上の質を確保することが求められているもので、行政が求めている基準を満たしているため施設認定をいただきました。
そのため当院で行う日帰り手術（内視鏡的大腸ポリープ粘膜切除術）を行った場合には上記の基本料を加算させていただいております（内視鏡検査や組織検査のみの場合には加算はございません）。
これまで以上に安全に配慮して内視鏡治療を提供していきます。

ご理解ご了承の程お願いいたします。